

(別紙2)

特定化学物質 (特定化学物質等障害予防規則)

- (注1) アンダーラインは特別管理物質 (22種類)
* 先にお願ひした「ベンゼン等の特別管理物質の暫定作業記録について」
(2004/04/)において物質名にエチレンオキシド (CAS. NO. 75-21-8) が欠落して
いました (法改正 13/05/01)。このお知らせを持って訂正させていただきます。
- (注2) 混合物の場合、カッコ内の濃度を超えるものが法規制対象

第1類物質 (7種)

- | | | |
|---|--------------------------|------------------|
| 1 | 塩素化ビフェニル (PCB) | (1重量%) |
| 2 | <u>ジクロロベンジジン及びその塩</u> | (1重量%) |
| 3 | <u>アルファーナフチルアミン及びその塩</u> | (1重量%) |
| 4 | <u>オルトトリジン及びその塩</u> | (1重量%) |
| 5 | <u>ジアニシジン及びその塩</u> | (1重量%) |
| 6 | <u>ベンゾトリクロリド</u> | (0.5重量%) |
| 7 | <u>ベリリウム及びその化合物</u> | (1重量%ただし合金は3重量%) |

第2類物質 (37種)

(1) 特定第2類物質

- | | | |
|----|------------------------------------|--------|
| 8 | シアン化水素 | (1重量%) |
| 9 | 臭化メチル | (1重量%) |
| 10 | アクリルアミド | (1重量%) |
| 11 | アクリロニトリル | (1重量%) |
| 12 | 塩素 | (1重量%) |
| 13 | トリレンジイソシアネート | (1重量%) |
| 14 | パラニトロクロロベンゼン | (5重量%) |
| 15 | フッ化水素 | (5重量%) |
| 16 | 沃化メチル | (1重量%) |
| 17 | 硫化水素 | (1重量%) |
| 18 | 硫酸ジメチル | (1重量%) |
| 19 | <u>エチレンイミン</u> | (1重量%) |
| 20 | <u>エチレンオキシド*</u> | (1重量%) |
| 21 | <u>塩化ビニル</u> | (1重量%) |
| 22 | <u>クロロメチルメチルエーテル</u> | (1重量%) |
| 23 | <u>3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン</u> | (1重量%) |
| 24 | <u>ニッケルカルボニル</u> | (1重量%) |
| 25 | <u>パラジメチルアミノアゾベンゼン</u> | (1重量%) |
| 26 | <u>ベータプロピオラクトン</u> | (1重量%) |
| 27 | <u>ベンゼン</u> | (1重量%) |

- (2) オーラミン等
- 28 オーラミン (1 重量%)
 - 29 マゼンダ (1 重量%)
- (3) 管理第2類物質
- 30 クロム酸及びその塩 (1 重量%)
 - 31 重クロム酸及びその塩 (1 重量%)
 - 32 石綿 (アモサイト及びクロシドライトを除く) (1 重量%)
 - 33 三酸化ヒ素 (1 重量%)
 - 34 コールタール (5 重量%)
 - 35 アルキル水銀化合物 (メチル基、エチル基に限る) (1 重量%)
 - 36 オルトーフタロジニトリル (1 重量%)
 - 37 カドミウム及びその化合物 (1 重量%)
 - 38 五酸化バナジウム (1 重量%)
 - 39 シアン化カリウム (5 重量%)
 - 40 シアン化ナトリウム (5 重量%)
 - 41 水銀及びその無機化合物 (1 重量%)
 - 42 ニトログリコール (1 重量%)
 - 43 ペンタクロルフェノール (1 重量%)
 - 44 マンガン及びその化合物 (MnO, Mn_2O_3 を除く) (1 重量%)

第3類物質 (9種)

- 45 硫酸 (1 重量%)
- 46 硝酸 (1 重量%)
- 47 塩化水素 (1 重量%)
- 48 二酸化硫黄 (1 重量%)
- 49 一酸化炭素 (1 重量%)
- 50 アンモニア (1 重量%)
- 51 ホスゲン (1 重量%)
- 52 フェノール (5 重量%)
- 53 ホルムアルデヒド (1 重量%)